

# 死亡前の未払家賃は相続人が負担

貸借契約における賃借人の地位（借家権）も財産権の一種として、相続の対象となります。つまり、亡くなつた方（被相続人）の借家権を相続人が相続することが可能になります。

**特定の貸借人が負担**

①相続開始前の未払家賃については、単純な金銭債務として、共同相続人はその法定相続分に応じて債務を負担することになります。このような債務を一般に「可分債務」と呼んでいます。例えば、相続開始前の未払家賃が30万円となっているとき、相続人が3名で各自平等の割合で相続したとすれば、相続人は各自10万円を支払わなければなりません。貢貸人としては、各自に10万円ずつ請求

以上、賃貸人（家主）に対して各自賃料全額の支払義務を不可分的に負っています。このような賃借人の不可分的な賃料支払義務について、一般的に「不可分債務」と呼んでいます。

分割までの未払家賃については、共同相続人全員に対して（不可分債務として）全額の請求ができると考へるべきでしよう。

**EMG有限責任事業組合(EMG. LLP)**  
弁護士、不動産鑑定士、税理士などの専門家とFPを始めとする実務家によって設立されたコンサルティング集団。事業継承や相続対策のアドバイスや不動産オーナーなどの資産家向けのセミナー活動を行っている。

**契約解除時は共同相続人全員と合意を**

賀物記

卷之三

卷之三

卷之三

刀劍書

# FP・弁護士・税理士・不動産鑑定士 専門家集団が斬る 賃貸住宅市場



弁護士  
平松英樹氏

第5回 借

## 借家人死亡時の賃料支払義務

**借家権も**

Q 相続人が複数の場合、家主としては、誰に家賃を請求すればよいの

②相続開始後遺産分割までの間に生じた家賃については、共同相続人のう

第三者的権利を害するることはできません（民法909条）。そもそも、借家権の相続につ

明らかでないと思いま  
ので、共同相続人全員  
対して解除の意思表示

1968生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。不動産管理会社勤務を経て弁護士登録（東京弁護士会）。黒川法律事務所（東京都中央区京橋2-5-21京橋ミハーマビル8階）、EMG有限責任事業組合、首都圏マンション管理士会などに所属。

あります。そうすると、相続開始から遺産分割までの未払家賃について、遺産分割で決まった賃借人（借家人）に対してのみ請求することになるの

についていますので、一約解除の意思表示は共同相続人全員に対して行なう必要があります。特定者が、他の者（共同相続人）から代理権を与え